

## 離婚される方へ

市民課戸籍・住基担当窓口での離婚届出の手続きのほか、筑後市役所での主な手続きについてご案内します。  
 該当する方は、それぞれ手続きをお願いします。

[R6.4.1]

番号	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの	
	離婚届		市民課 戸籍・住基担当  0942(53)4112	離婚される方	離婚届を提出してください。	本人確認ができるもの	
	住民異動届			離婚により住所の異動がある方	住民異動の届をしてください。 (転入・転出・転居)	本人確認できるもの (転入の場合は、前住所にて事前に 転出手続きをお願いします)	
	印鑑登録			氏の入った印鑑を登録されている人で氏に変更がある方	登録が抹消されます。 登録が必要な方は再度、登録をしてください。	印鑑登録証 (登録の場合は登録される印鑑、マイ ナンバーカードなど本人と確認が できるもの)	
	通知カード			令和2年5月25日をもって廃止になりました。そのため、氏名等の変更は致しません。			
	住民基本台帳カード			カードを持っている方	氏に変更がある方は、新しい氏に書きかえます。	住民基本台帳カード	
	マイナンバーカード			カード申請される方	新しい氏で申請します。		
				カード申請された方	カード交付時に氏の変更を行います。		
①	国民健康保険		市民課 国民健康保険担当  0942(65)7015	国民健康保険加入者で氏を変更された方	被保険者証を返却してください。新しい被保険者証をお渡しします。	国民健康保険被保険者証	
			配偶者の健康保険の被扶養者でなくなった方 勤務先の退職により国民健康保険の加入が必要な方	国民健康保険加入届を提出してください。	社会保険等の喪失が確認できるもの 本人確認できるもの		
	国民健康保険 (前期高齢者)		前期高齢者(70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者)で住所・氏名に変更がある方	新しい国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証をお渡しします。	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証		
②	後期高齢者 医療保険		市民課 公費医療担当  0942(65)7016	後期高齢者医療保険の加入の方 で氏名、住所に変更のある方	氏名・住所変更の申請をしてください。 新しい被保険者証を送付しますので、 旧被保険者証は後日返信用封筒で返却してください。	後期高齢者医療被保険者証	
	ひとり親家庭等医療			ひとり親家庭の父又は母及び18歳未満の児童(所得要件等があります)	申請書を提出してください。 (児童扶養手当の手続き終了後に手続きをしてください。)	被保険者証 その他(担当にお尋ねください。) 子と父又は母の個人番号がわかるもの 申請者の本人確認書類(運転免許証など)	
	重度障害者医療			重度障害者医療をお持ちの方 で氏名、住所に変更のある方	異動届を提出してください。新しい医療証をお渡しします。	重度障害者医療証	
⑧	国民年金		福祉課 市民相談・年金担当  0942(65)7021	第3号被保険者(配偶者の扶養)になっていた方	第1号被保険者への変更手続きをしてください。	扶養の喪失が確認できるもの 年金番号または個人番号が分かるもの	

(裏面もお読みください)

番号	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
⑨	特別障害者手当 障害児福祉手当		福祉課 障害者支援担当 0942(65)7022	受給されている人で住所・氏名 に変更のある方	住所・氏名変更届を提出してください。	手当証書 (氏名が変わる場合は戸籍謄本)
	特別児童扶養手当					
	身体障害者手帳			手帳をお持ちの人で住所・氏名 に変更のある方	手帳の住所・氏名の書き換えをしま す。	身体障害者手帳 個人番号が分かるもの
	療育手帳					療育手帳 個人番号が分かるもの
	精神保健福祉手帳					精神保健福祉手帳 個人番号が分かるもの
⑩	児童手当		児童・保育課 0942(65)7017	受給されている人で児童の養 育者に変更のある方	受給消滅届を提出し、新しい受給者で 認定請求をしてください。	新しい養育者の健康保険証および 預金通帳、個人番号がわかるもの・ 本人確認書類
	児童扶養手当			18歳になった年度末までの児 童(障害児は20歳未満)がい る母(または父)	認定請求をしてください。 (所得制限があります。) 手当は、児童扶養手当請求手続きが 完了した翌月分からの支給になりま す。	戸籍謄本(申請者・児童)・健康保 険証・申請者の預金通帳・年金手 帳 ※他の書類が必要な場合があります ので、事前にお尋ねください。個 人番号がわかるもの・本人確認書 類
	保育所・幼稚園・認 定こども園・小規模 保育施設・学童保育 所など			保護者・児童・世帯員に変更が ある方	変更届をしてください。世帯構成の変 更によっては、他の書類提出が必要 な場合があります。	担当にお尋ねください。
⑮	上下水道		上下水道課 上水道庶務担当 0942(65)7035 下水道庶務担当 0942(65)7036	市の上下水道を使用されてい る人で使用者に変更のある方	使用者変更届を提出してください。	
⑯	介護保険		高齢者支援課 介護保険担当 0942(53)4115	介護保険の被保険者で住所・ 氏名に変更のある方	被保険者証等を返却してください。	介護保険被保険者証 負担割合証(対象者のみ) 負担限度額認定証(対象者のみ)
⑳	市営住宅		都市対策課 市営住宅担当 0942(65)7029	名義人が転出または転居され る方	同居されている方が引き続き居住す る場合は、名義継承の手続きしてくだ さい。 (居住条件があります。)	条件等がありますので、事前に係 にお尋ねください。 個人番号がわかるもの
				名義人以外が転出または転居 される方	市営住宅異動届を提出してください。	転出または転居した事実とその発 生日が分かる書類(住民票など) 個人番号がわかるもの
㉕	公立小中学校		学校教育課 学事担当 0942(65)7038	保護者・児童に変更のある方	手続きの必要はありません。	
㉑	図書館		図書館 図書館担当 0942(51)7200	利用者カードを作成している方 で、住所・氏名に変更のある方	図書貸出登録申込書(変更届)を提出 してください。	
㉓	養育費確保支援		こども家庭サポートセ ンター こども家庭相談担当	・公正証書等の作成をした方 ・養育費保証契約を締結した方	公正証書等を作成または保証契約を 締結した日の翌日から6か月以内に申 請してください	担当にお尋ねください。

\*\*\* その他のことでお問い合わせがある場合 \*\*\*

筑後市役所 TEL0942-53-4111(代表)

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地